

## 議案第 8 号

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について  
上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年 3 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校管理規則（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 5 号）  
の一部を次のように改正する。

第 14 条の 4 第 1 項中「及び栄養技師」を「、栄養技師、主任専門員及び  
専門員」に改め、同条第 3 項中「栄養主任」の次に「及び主任専門員」を加  
え、同条第 4 項中「栄養技師」の次に「及び専門員」を加える。

第 14 条の 5 第 1 項中「及び事務主事」を「、事務主事、主任専門員及び  
専門員」に改め、同条第 4 項中「事務主任」の次に「及び主任専門員」を加  
え、同条第 5 項中「事務主事」の次に「及び専門員」を加え、同条の次に次  
の 1 条を加える。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第 14 条の 6 学校に、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。

2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する  
専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の 5 の  
次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

平成 24 年度教職員人事異動において、新たに小・中学校事務職員及び  
学校栄養職員として、主任専門員及び専門員の職を設置することに伴い、  
所要の改正を行うほか、併せて規定の整理を行いたいので、この案を提出  
する。